



府 公 第 7 6 号

平成 24 年 4 月 4 日

瀬 畑 源 様

公文書管理委員会



意見書等の提出について (依頼)

当委員会の調査・審議の参考としたいので、公文書等の管理に関する法律第2条において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条4項の規定に基づき、下記1の諮問事件について、下記2のとおり意見書等の提出をお願いします。

記

1 諮問事案

諮問番号：平成 23 年度諮問第 4 号

事 件 名：「侍従職「業務日誌」昭和 33 年」の利用請求に関する件

2 提出を求める意見書等と提出方法等

(1) 提出を求める意見書等

あなたが 2009 年に宮内庁書陵部図書課公文書係に閲覧の申出を行って部分閲覧をされた「業務日誌 侍従職 昭和 33 年」という簿冊（本件簿冊）について、諮問庁は、本来、皇室に帰属するもので宮内庁として保有すべきものではないものが誤って紛れ込んでいたものであるため、本来の帰属場所にお返しし、現在保有していないと説明しています。

当委員会では、本件簿冊がどのようなものであったのかを確認いたしたく、本件簿冊の記載内容について、あなたのご意見又は閲覧された際のメモ等記載内容が分かる資料等があれば、お示し願います。

(2) 提出期限

平成 24 年 4 月 27 日 (金)

(3) 提出方法等

持参するか、郵送又はファックスにより、内閣府大臣官房公文書管理課に提出してください。

提出された意見書等は、公文書等の管理に関する法律第22条において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき閲覧に供することがあり得ますので、その適否について、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入して、意見書等に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき、「差支えがない」旨の回答があった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写じを送付することとしますので、ご了承願います。

(提出先)

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府大臣官房公文書管理課

不服審査担当 森、渡邊

TEL : 03-3581-4718

FAX : 03-5512-2914